

(証券コード：7545)

平成28年4月26日

株 主 各 位

兵庫県姫路市飾東町庄266番地の1

株式会社 西松屋チェーン

取締役社長 大 村 禎 史

第60期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第60期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討いただきまして、同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、平成28年5月16日（月曜日）午後6時までに到着するようご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成28年5月17日（火曜日）午前10時
2. 場 所 兵庫県姫路市下寺町43番地
姫路商工会議所 本館2階大ホール

3. 会議の目的事項

報 告 事 項 第60期（平成27年2月21日から平成28年2月20日まで）
事業報告および計算書類報告の件

決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役1名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件
- 第5号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、本招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に記載すべき事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.24028.jp/>）に掲載いたしますのでご了承ください。

(添付書類)

事業報告

(平成27年2月21日から
平成28年2月20日まで)

1. 株式会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過および成果

当期におけるわが国経済は、雇用環境の好転、企業収益の改善など景気は緩やかながら回復の兆しを見せておりますが、中国や新興国をはじめとした海外経済の減速による影響が懸念され、今後の見通しは楽観できない状況となっております。当流通業界におきましては、円安により輸入価格が高騰する中、価格競争や出店競争、プライベートブランド商品による差別化競争など、シェア獲得競争は激しさを増し、厳しい経営環境が続いております。

このような環境の中、当社は、北海道から沖縄までの全国47都道府県に、お客様にとって便利で標準化された店舗網の拡充をさらに進めるため、継続して新規出店を行った結果、当期の新規出店は26店舗となりました。また、一方で不採算店舗の閉店やリブレースも積極的に進め、13店舗を閉鎖いたしました。以上の結果、期末の店舗数は887店舗となっております。

商品面では、手ごろな価格と品揃えで差別化を図るため、他業種出身者の採用を継続し、プライベートブランド商品の開発を推し進めてまいりました。あわせて、全店に商品を安定供給できる態勢を整えるとともに、納期管理の徹底による在庫コントロールや品質管理の向上に努めてまいりました。

オペレーション面におきましては、店長研修会などによる従業員教育を継続することで、スーパーインテンデント（複数店管理店長）制度の拡大を進めてまいりました。また、業務システムの見直しにより物流費をはじめとしたコスト削減に努めるとともに、ITを活用して作業の省力化や合理化に取り組んでまいりました。

この結果、当期の売上高は1,328億1千万円で前期比103.3%となりました。利益面では、売上総利益が増加したことや販売費及び一般管理費の伸び率を抑制したことにより、営業利益は59億1千万円で前期比111.2%、経常利益は61億6百万円で前期比110.8%となりました。当期純利益につきましても、37億9千7百万円で前期比116.6%となり、増収増益を確保いたしました。

なお、商品部門別の状況は次のとおりであります。

衣料部門

アウトウェアにおきましては、売上面では暖冬の影響で冬物衣料が伸び悩みましたが、利益確保のため仕入や在庫コントロールの精度向上、納期管理の徹底に継続して取り組んでまいりました。プライベートブランド商品では、ストレッチパンツの販売が好調に推移いたしました。

実用衣料におきましては、売れ筋商品の安定供給と継続販売に努めてまいりました。

この結果、当部門の売上高は691億4千6百万円(前期比102.6%)となりました。

雑貨部門

消耗雑貨につきましては、紙おむつが売上を伸ばした他、プライベートブランド商品では、おしりふきなど、調乳・衛生用品において新たな開発品種を拡げてまいりました。

育児用品・玩具等につきましては、開発品目を増やし品揃えの強化に努めてまいりました。

この結果、当部門の売上高は636億6千4百万円(前期比104.2%)となりました。

部門別売上高の概況

部 門 区 分	売 上 高	前 期 比	構 成 比
衣 料 部 門	69,146百万円	102.6%	52.1%
雑 貨 部 門	63,664百万円	104.2%	47.9%
合 計	132,810百万円	103.3%	100.0%

(2) 設備投資の状況

当期において実施した設備投資の総額（出店保証金を含む）は、12億2千1百万円であり、その内容は主として次のとおりであります。

- ・新店舗（当期出店の26店舗および来期以降出店予定店舗）に係るもの

6億3千1百万円

(3) 資金調達の状況

当期において増資、社債発行および長期借入金等による重要な資金調達は行っておりません。

当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行と総額50億円のコミットメントライン契約を締結しております。なお、当事業年度末におきましては、当該契約に基づく借入実行残高はございません。

(4) 財産および損益の状況の推移

区 分	第57期	第58期	第59期	第60期
	平成24年2月21日から 平成25年2月20日まで	平成25年2月21日から 平成26年2月20日まで	平成26年2月21日から 平成27年2月20日まで	平成27年2月21日から 平成28年2月20日まで
売 上 高(百万円)	122,546	127,676	128,526	132,810
経 常 利 益(百万円)	6,593	5,581	5,512	6,106
当 期 純 利 益(百万円)	3,648	2,991	3,255	3,797
1株当たり当期純利益(円)	54.59	45.00	49.34	58.25
総 資 産(百万円)	71,106	70,737	89,499	92,422
純 資 産(百万円)	50,976	52,437	53,547	55,371
1株当たり純資産(円)	760.07	785.34	815.48	849.93

- (注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数により、1株当たり純資産は、期末発行済株式総数により算出しております。また、期中平均発行済株式総数、期末発行済株式総数は、いずれも自己株式数を除いて算出しております。なお、自己株式数に関する事項につきましては後記の「2.株式に関する事項」の注記をご参照ください。
2. 第59期における総資産の大幅な増加は、仕入債務等の決済手段をファクタリング方式から電子記録債権に切り替えたことに伴いまして、期日前決済実施額が大きく減少したことにより、現金及び預金や仕入債務等が増加したことによるものであります。

(5) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、中国や新興国経済の景気減速による影響が懸念されるなど、先行き不透明感が払拭しきれない状況が続くものと認識しております。当業界におきましては、消費者の生活防衛意識の高まりを背景に、シェア獲得競争による厳しい状況が今後も続くと思われます。

このような状況の中で当社は、不採算店舗のスクラップやリプレースにより、収益性の改善を図りながら今後も全国各地に標準化された店舗を積極的に出店し、お客様の利便性向上と地域の寡占化に努めてまいります。商品政策につきましては、お客様の立場に立った品質を備えた商品の開発や品揃えの充実を図るとともに、中国以外の国への調達範囲の拡大も継続してまいります。加えて、売れ筋商品に絞り込み、一品目当たりの販売数量を増やすことでマスのメリットを最大限に活かし、仕入原価の引き下げを図ります。これらの施策とともに、商品の開発・仕入から販売までの商品計画の精度向上により、売上の機会損失や値下げロスを削減し、売上総利益の確保に努めてまいります。オペレーション面におきましては、業務システムの見直しやITを駆使することで、作業の単純化・標準化を進めコスト低減に繋げます。以上の課題を達成することで業績の向上に努める所存であります。

株主の皆様には、引き続き一層のご支援を賜りますようお願い申しあげます。

(6) 主要な事業内容

当社は、ベビー・子供の生活関連用品の販売をチェーンストア展開により行っております。

(7) 主要な事業所および使用人の状況

① 主要な営業所

当社は全国47都道府県で営業活動を行っており、分布状況は次のとおりであります。

・店 舗（合計887店舗）

	都 道 府 県	店 舗 数		都 道 府 県	店 舗 数
北海道・東北	北 海 道	40店	近畿	滋 賀 県	13店
	青 森 県	13店		京 都 府	16店
	岩 手 県	12店		大 阪 府	53店
	宮 城 県	19店		兵 庫 県	44店
	秋 田 県	10店		奈 良 県	11店
	山 形 県	11店		和 歌 山 県	8店
	福 島 県	15店		計	159店
	計	120店	中国	鳥 取 県	5店
関東	茨 城 県	25店		島 根 県	6店
	栃 木 県	15店		岡 山 県	15店
	群 馬 県	18店		広 島 県	20店
	埼 玉 県	49店		山 口 県	14店
	千 葉 県	40店		計	60店
	東 京 都	51店	四国	徳 島 県	8店
	神 奈 川 県	43店		香 川 県	7店
	計	241店		愛 媛 県	10店
中部	新 潟 県	20店		高 知 県	5店
	富 山 県	9店		計	30店
	石 川 県	7店	九州・沖縄	福 岡 県	41店
	福 井 県	7店		佐 賀 県	7店
	山 梨 県	7店		長 崎 県	10店
	長 野 県	16店		熊 本 県	16店
	岐 阜 県	14店		大 分 県	12店
	静 岡 県	31店		宮 崎 県	10店
	愛 知 県	44店		鹿 児 島 県	15店
	計	155店		沖 縄 県	11店
	三 重 県	14店		計	122店

- ・本 社
- ・商品本部三宮事務所
- ・商品本部新大阪事務所

兵庫県姫路市
神戸市中央区
大阪市淀川区

② 使用人の状況

従 業 員 数	前期末比増減	平 均 年 齢	平均勤続年数
644名	12名増	38歳 5 ヶ月	10年 1 ヶ月

(注) 従業員数には、派遣社員およびパートタイマー、アルバイトの期中平均人員 3,889名（1日勤務時間8時間換算による）は、含んでおりません。

(8) 重要な親会社および子会社の状況
該当事項はありません。

(9) 主要な借入先および借入額
該当事項はありません。

2. 株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 191, 220, 000株
- (2) 発行済株式の総数 69, 588, 856株（自己株式4, 607, 575株を含む）
- (3) 当事業年度末の株主数 24, 142名
- (4) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
友 好 エ ス テ ー ト 株 式 会 社	9, 628千株	14. 82%
I C H I G O T R U S T P T E . L T D .	8, 001千株	12. 31%
大 村 禎 史	4, 826千株	7. 43%
大 村 浩 一	3, 750千株	5. 77%
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 みずほ銀行口 再信託受託者 資産管理 サービス信託銀行株式会社	1, 865千株	2. 87%
G O L D M A N S A C H S I N T E R N A T I O N A L	1, 534千株	2. 36%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口）	1, 328千株	2. 04%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 （信託口）	1, 278千株	1. 97%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式 会社（信託口9）	1, 220千株	1. 88%
ハ リ マ 共 和 物 産 株 式 会 社	1, 200千株	1. 85%

- (注) 1. 持株比率は自己株式4, 607, 575株を控除して計算しております。
2. 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託（J-ESOP）」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」という）が平成22年11月1日付で当社株式230, 800株を取得しております。なお、平成28年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230, 100株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日における新株予約権等の状況

① 第14回新株予約権（平成25年5月14日決議分）

- ・新株予約権の数 1,230個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 123,000株
- ・新株予約権の行使価額 1,098円
- ・新株予約権の行使期間 平成27年6月1日～平成32年5月31日

② 第15回新株予約権（平成25年5月14日決議分）

- ・新株予約権の数 5,841個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 584,100株
- ・新株予約権の行使価額 1,098円
- ・新株予約権の行使期間 平成27年6月1日～平成32年5月31日

③ 第16回新株予約権（平成26年5月13日決議分）

- ・新株予約権の数 197個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 19,700株
- ・新株予約権の行使価額 1,098円
- ・新株予約権の行使期間 平成28年6月1日～平成32年5月31日

④ 第17回新株予約権（平成27年5月12日決議分）

- ・新株予約権の数 1,389個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 138,900株
- ・新株予約権の行使価額 1,165円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年6月1日～平成32年5月31日

・上記のうち、当社役員の保有する新株予約権の区分別合計

	回 次	個 数	保有者数
取締役 (社外取締役を除く)	第14回	1,000個	5名
	第15回	—	—
	第16回	—	—
	第17回	—	—
社外取締役	第14回	30個	1名
	第15回	—	—
	第16回	—	—
	第17回	—	—

(2) 当事業年度中に使用人に交付した新株予約権等の状況

第17回新株予約権（平成27年5月12日決議分）

- ・新株予約権の数 1,419個
- ・新株予約権の目的となる株式の種類および数 普通株式 141,900株
- ・新株予約権の行使価額 1株当たり 1,165円
- ・新株予約権の行使期間 平成29年6月1日～平成32年5月31日
- ・新株予約権の行使条件

①新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。

②前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。

ア．当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。

イ．定年退職その他正当な理由のある場合。

ウ．契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。

③新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

④その他の新株予約権の行使条件は、取締役会決議に基づき、新株予約権の割当を受けた者との間で締結する「新株予約権割当契約」に定めるところによる。

・当社使用人への交付状況

	新株予約権の数	交付者数
当社従業員	1,419個	100名

4. 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役（平成28年2月20日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	大 村 禎 史	友好エステート株式会社代表取締役社長
専務取締役	長谷川 壽 人	商品本部長兼組織開発室長
取 締 役	北 中 秀 穂	店舗運営本部長
取 締 役	藤 田 正 義	店舗開発本部長
取 締 役	松 尾 光 晃	管理本部長
取 締 役	菅 尾 英 文	菅尾法律事務所所長（弁護士） 沢井製菓株式会社社外取締役
常勤監査役	大 橋 一 喜	
常勤監査役	江 畑 恵 司	
監 査 役	濱 田 聡	濱田聡経営会計事務所所長（公認会計士） ハマダ税理士法人代表社員（税理士） WDBホールディングス株式会社社外監査役 グローリー株式会社社外監査役

- (注) 1. 取締役菅尾英文氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 なお、同氏を東京証券取引所の定める独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
2. 常勤監査役大橋一喜氏および監査役濱田聡氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 常勤監査役江畑恵司氏は、当社において長年経理部門を担当した経験を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 監査役濱田聡氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。

(2) 当事業年度中の取締役および監査役の異動

① 退任

平成27年5月12日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって、常務取締役廣田直記氏は任期満了により退任いたしました。

② 当事業年度中の取締役の地位・担当等の異動

氏 名	新	旧	異動年月日
長 谷 川 壽 人	専務取締役 組織開発室長 兼商品本部長 兼物流本部長	専務取締役 組織開発室長 兼商品本部長 兼業務システム室長 兼物流本部長	平成27年 3 月20日
	専務取締役 商品本部長 兼組織開発室長	専務取締役 組織開発室長 兼商品本部長 兼物流本部長	平成27年12月16日
北 中 秀 穂	取締役 店舗運営本部長	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長	平成27年 3 月 6 日
藤 田 正 義	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長	取締役 管理本部長	平成27年 3 月 6 日
	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長 兼店舗再編部長	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長	平成27年 7 月14日
	取締役 店舗開発本部長 兼店舗再編部長	取締役 店舗開発本部長 兼西日本店舗開発部長 兼店舗再編部長	平成27年 8 月19日
	取締役 店舗開発本部長	取締役 店舗開発本部長 兼店舗再編部長	平成27年12月 8 日

氏 名	新	旧	異動年月日
松 尾 光 晃	取締役 管理本部長 兼人事部長	取締役 人事部長	平成27年 3 月 6 日
	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼業務システム部長	取締役 管理本部長 兼人事部長	平成27年 3 月20日
	取締役 管理本部長 兼業務システム部長	取締役 管理本部長 兼人事部長 兼業務システム部長	平成27年 6 月 1 日
	取締役 管理本部長	取締役 管理本部長 兼業務システム改革部 長	平成27年 9 月16日

※なお、平成27年 8 月19日付で「業務システム部」は「業務システム改革部」に名称変更いたしました。

(3) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 数	報 酬 等 の 額
取 締 役	7 名	136, 185千円
監 査 役	3 名	21, 000千円
計 (う ち 社 外 役 員)	10名 (3 名)	157, 185千円 (21, 000千円)

- (注) 1. 上記には、平成27年 5 月12日開催の第59期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役 1 名を含んでおります。
2. 上記の他、以下のものがあります。
- ① 当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額29, 900千円（退任した取締役を含む取締役 6 名に対し29, 300千円、監査役 2 名に対し600千円）。うち社外役員 1 名に対し300千円。
 - ② ストックオプションによる報酬額2, 875千円（退任した取締役を含む取締役 7 名に対し2, 875千円）。うち社外役員 1 名に対し70千円。
3. 報酬等の額には使用人兼務役員の使用人部分は含まれておりません。

4. 取締役に対する報酬限度額は、平成8年5月20日の定時株主総会決議により年額200,000千円以内、その他ストックオプション報酬額として平成19年5月15日の定時株主総会決議により年額68,520千円以内（うち社外取締役2,500千円以内）、監査役に対する報酬限度額は、平成17年5月17日の定時株主総会決議により年額30,000千円以内となっております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

取締役菅尾英文氏は菅尾法律事務所所長並びに沢井製菓株式会社の社外取締役であります。同事務所並びに同法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

監査役濱田聡氏は濱田聡経営会計事務所所長並びにハマダ税理士法人代表社員であり、またWDBホールディングス株式会社並びにグローリー株式会社の社外監査役であります。同事務所並びに各法人と当社との間には特別の利害関係はありません。

② 社外役員の主な活動状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役	菅 尾 英 文	当事業年度開催の取締役会22回のうち20回に出席し、主に弁護士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	大 橋 一 喜	常勤監査役としての監査活動のほか、当事業年度開催の取締役会22回のすべてに、監査役会14回のすべてに出席し、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。
社 外 監 査 役	濱 田 聡	当事業年度開催の取締役会22回のうち19回に、監査役会については14回のすべてに出席し、主に公認会計士としての専門的見地から、議案・審議等について必要な発言を適宜行っております。

5. 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

公認会計士法第2条第1項に規定する業務（監査証明業務）（注）	40百万円
当社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	40百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約においては、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を区分しておらず、かつ実質的にも区分できないため、上記報酬等の額はこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査人の職務執行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切かどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

また、監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要性があると判断した場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定することといたします。

6. 業務の適正を確保するための体制

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

個人情報保護規程および内部情報管理規程等コンプライアンス体制に関連する各規程を役職員が法令・定款および社会的規範を遵守した行動をとるための行動規範とし、その徹底を図るため、コンプライアンスの取組みの方向性などについて取締役会で決定する。内部監査室は取締役会の決定に基づいて、コンプライアンスの状況を監査する。また、法令上疑義のある行為等について、従業員が直接情報提供を行う手段として、内部通報の窓口を設置・運営する。

(2) 取締役の職務執行に係る情報の保存および管理に関する事項

文書管理規程に従い、取締役の職務執行に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存・管理する。取締役および監査役は、文書管理規程により、常時これらの文書等を閲覧できるものとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

会社の事業に関するコンプライアンスおよび各種リスクについては、組織横断的なリスク状況の監視および全社の対応の方向性を取締役会で決定する。その結果を踏まえ、それぞれの担当部署にて、ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとする。なお、新たに生じたリスクへの対応については、必要に応じて、社長が対応責任者となる取締役を定める。また、内部監査室は各部署の日常的なリスク管理状況の監査を実施する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は取締役、社員が共有する全社的な目標を企業理念や中期経営計画として定める。各業務執行取締役はその目標達成のために各部門の目標数値、課題および具体的施策を決定し、会社の意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を提案する。取締役会はITを活用して定期的に進捗状況をレビューし、改善を促すことを内容とする、全社的な業務の効率化を実現するシステムを構築する。

(5) 当会社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

現時点では企業集団を形成しておらず、該当事項は無い。

(6) 監査役会がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制並びにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合、取締役会は監査役と協議の上、監査役を補助すべき使用人を指名することができる。監査役が指定する補助すべき期間中は、指名された使用人は取締役の指揮命令は受けないものとする。

(7) 取締役および使用人が監査役会に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役または使用人は、監査役会に対して、法定の事項および当社に重大な影響を及ぼす事項に加え、内部監査の実施状況、内部通報制度による通報状況およびその内容についても必要に応じて報告する体制を整備する。

(8) その他監査役会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を把握するため、内部監査室および会計監査人と緊密な連携をとりながら、取締役会等の重要会議に出席するとともに、稟議書類等執行に係る重要な文書を閲覧し、必要に応じて社長、各取締役および使用人に説明を求めることとする。

7. 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

(1) コンプライアンス

従業員行動規範を制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめイントラネットで各部・各個人に伝達しております。加えて、社内研修を通じて法令を遵守するための従業員教育を行っております。

(2) リスク管理

企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定し、企業価値の保全に努めております。

(3) 内部監査

内部監査計画に基づき、業務の適正性、法令遵守状況について業務監査を行っております。

(4) 財務報告に係る内部統制

財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

8. 会社の支配に関する基本方針

当社は平成27年5月12日開催の第59期定時株主総会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を確保し、向上させることを目的として、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号において定義されるものをいい、以下「基本方針」といいます。）並びに基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（会社法施行規則第118条第3号ロ（2）において定義されるものをいいます。）として、当社株券等の大規模買付け行為への対応策（買収防衛策）（以下「本プラン」といいます。）を継続することについてご承認いただいております。その内容等は次のとおりであります。

（1）財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

上場会社である当社の株式は、株主の皆様及び投資家の皆様による自由な取引に委ねられているため、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方は、最終的には株主の皆様の意思に基づいて決定されることを基本としており、会社の支配権の移転を伴う当社株券等の大規模買付けに応じるか否かの判断も、最終的には株主の皆様全体の意思に基づいて行われるべきものと考えております。また、当社は、当社株券等の大規模買付けが行われる場合であっても、それが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資するものであればこれを否定するものではありません。

しかしながら、事前に当社取締役会の賛同を得ずに行われる当社株券等の大規模買付けの中には、その目的等から見て当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主の皆様に株券等の売却を事実上強制するおそれがあるもの、当社取締役会や株主の皆様が株券等の大規模買付けの内容等について検討し、又は当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を提供しないもの、当社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするものなど、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を毀損するおそれをもたらすものも少なくないと想定されます。

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の経営理念、企業価値の様々な源泉及び当社を支えるステークホルダーとの信頼関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保・向上させる者でなければならないと考えております。当社は、上記のような、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に資さない株券等の大規模買付けを行う者が、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による株券等の大規模買付けに対しては、必要かつ相応な対抗措置を採ることにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、「夢多き子どもたちの健やかな成長を願い、それを見守る親の温かい愛情は、世界中どこでも同じもの―子どもたちの夢を育み、家族みんなの楽しく豊かな暮らしを支えたい。」との思いのもと、「日常の暮らし用品を幅広く、より安く、より便利に提供する」という経営理念を掲げ、事業を展開しております。また、当社は、そのような理念をより高度な次元で実現し、それをより良く成長させていくことが、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に資するものと考えております。

当社は、基本方針の実現に向け、下記(a)「企業価値向上への取組み」、(b)「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」記載の考え方のもと、諸施策を進めております。

(a) 「企業価値向上への取組み」

ア 商品開発に対する考え方

「お客様の立場に立った品質を備えた商品」、真の意味でのプライベートブランド商品の開発を推し進めております。お客様の立場（使う立場）に立って、「低価格」、「安心・安全」、「買い物や商品を使う楽しさ」を追求することで他社との差別化を図っております。

これらの実現のために、製造業や商社等、他業種出身者を積極的に採用し商品開発を進め、また、商品の低価格維持や安定供給のために、ASEAN諸国等の中国以外の国への調達範囲拡大等の施策を進めております。

イ 店舗運営に対する考え方

「より多くの」お客様の普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しめたいとの思いから、多店舗展開を進めております。また、個々の商品の品揃えはもとより、レイアウト、商品の棚割りや店舗オペレーションまでが単純化及び標準化された店舗を全国に展開することで、価格や商品開発、オペレーションコストに対しても、スケールメリットを活かした量的効果をあげることができると考えております。

加えて、最近では実店舗とは違った形での便利さをお客様に提供するため、インターネット販売の拡大にも取り組んでおります。

ウ 社会貢献に対する考え方

昨今、「少子化問題」、「仕事と子育ての両立」など、「子育て環境の整備」に関する事柄が社会問題になっております。このような問題の諸原因の一つには、お子様を育てる家庭に、経済的・時間的な余裕がないといったことなどがあるのではないかと推察しております。

そのような問題に対して、当社が、育児や出産、成長過程に必要な商品を手ごろな価格で、より便利に提供していくことで、社会に貢献できるのではないかと考えております。諸施策を通じた低価格の維持や、通路が広く標準化されたわかりやすい売場づくりによるショートタイムショッピングの実現等は、当社が長年取り組んできた課題であります。

(b) 「コーポレート・ガバナンス充実のための取組み」

当社は、経営の健全化、迅速化及び透明性の向上を図るために、コーポレート・ガバナンスの充実は重要な経営課題の1つであると認識するとともに、企業としての社会的責任であると考えております。

経営の透明性、公正性をさらに高めるために、社外取締役を選任しております。社外取締役は、弁護士としての豊富な経験と高い知見をもとに当社の経営への関与をしております。

当社は、監査役制度を採用しており、監査役機能強化のため社外監査役を選任しております。監査役は定期的に監査役会を開催し、監査に関する重要事項について協議を行い、業務執行の適法性チェックを中心に、会計監査人との連携を緊密にとり、経営の透明性向上を図っております。

また、財務報告に係る内部統制基本方針を制定しており、内部統制制度の運用においては内部統制委員会及びタスクフォースにより、その内容と実施状況を検証しております。内部統制委員会は月1回開催され、各部署における内部統制責任者をはじめ、監査役及び内部監査室も参加して財務報告に係る内部統制の有効性を高めております。

さらに、企業価値を保全することを目的として、企業価値を損なう可能性のあるリスクについて、予防、発生時の対応、再発防止策等を定めたリスク管理規程を制定しております。

コンプライアンス面では、従業員行動規範及び部署毎の行動規範マニュアルを制定し、社内の倫理観醸成を図っております。また、社内における情報の周知徹底と透明性の向上を目的とした社報規程を制定し、総務部が主体となって全社の従業員が必要な情報を共有する体制をとっており、周知の必要がある情報を社報にまとめ、イントラネットで各部・各個人に伝達しております。

以上のような企業統治の体制を採用することで、十分なコーポレート・ガバナンスが達成、維持できると考えております。

(3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

(a) 本プランの目的

本プランは、基本方針に沿って、当社の企業価値ひいては株主の皆様のご利益を確保し、向上させる目的をもって導入されたものです。

当社は、当社株券等に対する大規模買付けが一定の合理的なルールに従って行われるよう、株券等の大規模買付けの提案がなされた場合における情報提供等に関する一定のルール（以下「大規模買付けルール」といいます。）を設定するとともに、基本方針に照らして不適切な者によって大規模買付けがなされた場合に、それらの者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みとして、対抗措置の発動手続等を定めた本プランを導入いたしました。

(b) 本プランの概要

本プランは、当社が発行者である株券等について、保有者及びその共同保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付行為、当社が発行者である株券等について、公開買付けを行う者及びその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け、又は結果としての保有者及びその共同保有者の株券等保有割合が20%以上となる当社の他の株主との合意等（共同して当社株券等を取得し、若しくは譲渡し、又は当社の株主としての議決権その他の権利を行使することの合意その他金融商品取引法第27条の23第5項及び第6項に規定する共同保有者に該当することとなる行為をいいます。）（いずれも当社取締役会があらかじめ同意したものを除くものとします。以下、それらの行為を「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行う者を「大規模買付者」といいます。）に応じるか否かを株主の皆様適切に判断していただくために必要かつ十分な時間及び情報を確保するために、当社取締役会が、大規模買付者に対して、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当該大規模買付行為について評価、検討、大規模買付者との買付条件等に関する交渉又は株主の皆様への代替案の提案等を行うとともに、当社取締役会から独立した社外者のみから構成される独立委員会の勧告を最大限尊重したうえで、大規模買付行為に対して、新株予約権の無償割当てその他当該時点において相当と認められる対抗措置を発動するためのルールを定めております。

また、本プランにおいては、当社取締役会が、独立委員会に対する諮問に加え、株主の皆様の意思を直接確認することが実務上適切と判断した場合又は独立委員会が株主総会を開催すべき旨の勧告を行った場合には、対抗措置の発動にあたり、株主総会を開催し、対抗措置発動の是非の判断を株主の皆様意思に委ねることとしております。

大規模買付者は、大規模買付けルールに従って、当社取締役会又は株主総会において、対抗措置の発動の是非に関する決議が行われるまでは、大規模買付行為を開始することができないものとします。

本プランの有効期間は、第59期定時株主総会承認決議の時から3年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する当社定時株主総会の終了の時までとします。もっとも、その有効期間満了前であっても、当社株主総会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合又は当社取締役会において本プランを廃止する旨の決議が行われた場合には、本プランはその時点で廃止されるものとします。

(4) 各取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

(a) 上記(2)について

上記(2)に記載した各取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上させるための具体的取組みとして策定されたものであり、基本方針の実現に資するものです。

したがって、これらの各取組みは、基本方針に沿い、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではありません。

(b) 上記(3)について

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、当該大規模買付行為に応じるべきか否かを株主の皆様が判断し、あるいは当社取締役会が代替案を提案するために必要かつ十分な時間や情報を確保したり、株主の皆様のために大規模買付者等と交渉を行うことなどを可能とすることにより、もって当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保する取組みであり、基本方針に沿うものであります。また、本プランは、①買収防衛策に関する各指針等に適合していること、②株主の皆様の意思が重視されていること、③取締役会の恣意的判断を排除するための仕組みが定められていること、④デッドハンド型やスローハンド型の買収防衛策ではないこと等の理由から、当社の株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員等がその会社役員の地位を維持することを目的とするものではないと考えております。

本プランの詳細につきましてはインターネット上の当社ウェブサイトに掲載しております。

(アドレス <http://www.24028.jp/news/pdf/bouei150417.pdf>)

貸 借 対 照 表

(平成28年 2 月20日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	71,918	流 動 負 債	34,908
現金及び預金	44,634	支払手形	729
売掛金	1,486	電子記録債権	20,694
商品	22,650	買掛金	7,394
前払費用	368	リース債権	152
繰延税金資産	458	未払金	2,578
一年内回収予定の建設協力金	1,149	未払法人税等	1,387
預け金	907	未払消費税等	618
その他	261	預り金	244
		賞与引当金	589
固 定 資 産	20,504	設備関係支払手形	268
有形固定資産	7,365	その他の	251
建物	3,017	固 定 負 債	2,142
構築物	828	リース債権	315
機械及び装置	63	退職給付引当金	517
車両運搬具	2	役員退職慰労引当金	316
什器備品	671	資産除去債務	961
土地	2,544	その他の	31
リース資産	234	負 債 合 計	37,050
建設仮勘定	3	(純 資 産 の 部)	
無形固定資産	413	株 主 資 本	55,277
ソフトウェア	137	資本	2,523
リース資産	209	資本剰余金	2,322
電話加入権	64	資本準備金	2,321
その他の	2	その他資本剰余金	1
投資その他の資産	12,724	利 益 剰 余 金	54,601
投資有価証券	422	利益準備金	132
出資金	0	その他利益剰余金	54,469
長期前払費用	1,114	圧縮積立金	49
繰延税金資産	495	特別償却準備金	52
建設協力金	6,919	別途積立金	49,876
敷金・保証金	3,746	繰越利益剰余金	4,491
その他の	31	自 己 株 式	△4,170
貸倒引当金	△5	評価・換算差額等	△48
資 産 合 計	92,422	その他有価証券評価差額金	40
		繰延ヘッジ損益	△88
		新株予約権	142
		純 資 産 合 計	55,371
		負債・純資産合計	92,422

損 益 計 算 書

(自 平成27年 2月21日 至 平成28年 2月20日)

(単位：百万円)

科 目	金	額
売 上 高		132,810
売 上 原 価		85,176
売 上 総 利 益		47,634
販売費及び一般管理費		41,723
営 業 利 益		5,910
営 業 外 収 益		
受取利息及び配当金	122	
期日前決済割引料	30	
そ の 他	69	221
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	7	
支 払 手 数 料	4	
売 電 費 用	12	
そ の 他	1	24
経 常 利 益		6,106
特 別 損 失		
減 損 損 失	80	
店 舗 閉 鎖 損 失	21	102
税 引 前 当 期 純 利 益		6,004
法人税、住民税及び事業税	2,193	
法 人 税 等 調 整 額	13	2,206
当 期 純 利 益		3,797

株主資本等変動計算書

(自 平成27年 2 月21日 至 平成28年 2 月20日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金		
		資 本 準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利 益 準備金	その他利益剰余金	
						圧 縮 積立金	特別償却 準 備 金
当 期 首 残 高	2,523	2,321	0	2,321	132	49	60
会計方針の変更による累積的影響額				—			
会計方針の変更を反映した当期首残高	2,523	2,321	0	2,321	132	49	60
事業年度中の変動額							
剰 余 金 の 配 当				—			
当 期 純 利 益				—			
自己株式の取得				—			
自己株式の処分			1	1			
圧縮積立金の積立				—		2	
圧縮積立金の取崩				—		△2	
特別償却準備金の積立				—			2
特別償却準備金の取崩				—			△10
別途積立金の積立				—			
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）				—			
事業年度中の変動額合計	—	—	1	1	—	△0	△8
当 期 末 残 高	2,523	2,321	1	2,322	132	49	52

(単位：百万円)

	株 主 資 本			自己株式	株主資本 合 計
	利 益 剰 余 金				
	その他利益剰余金		利益剰余金 合 計		
	別途積立金	繰越利益剰余金			
当 期 首 残 高	47,841	3,942	52,025	△3,572	53,297
会計方針の変更による累積的影響額		21	21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	47,841	3,963	52,046	△3,572	53,318
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当		△1,242	△1,242		△1,242
当 期 純 利 益		3,797	3,797		3,797
自己株式の取得			—	△600	△600
自己株式の処分			—	2	4
圧縮積立金の積立		△2	—		—
圧縮積立金の取崩		2	—		—
特別償却準備金の積立		△2	—		—
特別償却準備金の取崩		10	—		—
別途積立金の積立	2,035	△2,035	—		—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）			—		—
事業年度中の変動額合計	2,035	527	2,554	△597	1,958
当 期 末 残 高	49,876	4,491	54,601	△4,170	55,277

(単位：百万円)

	評価・換算差額等			新株予約権	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算 差額等合計		
当 期 首 残 高	96	36	133	117	53,547
会計方針の変更による累積的影響額			—		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	96	36	133	117	53,568
事業年度中の変動額					
剰 余 金 の 配 当			—		△1,242
当 期 純 利 益			—		3,797
自 己 株 式 の 取 得			—		△600
自 己 株 式 の 処 分			—		4
圧縮積立金の積立			—		—
圧縮積立金の取崩			—		—
特別償却準備金の積立			—		—
特別償却準備金の取崩			—		—
別途積立金の積立			—		—
株主資本以外の 項目の事業年度中 の変動額（純額）	△55	△125	△181	25	△155
事業年度中の変動額合計	△55	△125	△181	25	1,802
当 期 末 残 高	40	△88	△48	142	55,371

個 別 注 記 表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

時価のあるもの……期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの……移動平均法による原価法

(2) デリバティブの評価基準および評価方法……時価法

(3) たな卸資産の評価基準および評価方法……売価還元法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産……定率法

（リース資産を除く） ただし、平成10年4月以降に取得した建物（建物付属設備を除く）については、定額法を採用しております。

(2) 無形固定資産……定額法

（リース資産を除く） なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

……リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(4) 長期前払費用……定額法

3. 引当金の計上基準

- (1) 貸倒引当金……債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金……従業員に対する賞与の支給に備えるため、支給見込額を計上しております。
- (3) 退職給付引当金……従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。なお、数理計算上の差異は、発生した翌年度に一括して費用処理することとしております。
- (4) 役員退職慰労引当金……役員に対する退職慰労金の支払いに備えるため、内規に基づく期末要支給額を計上しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

(1) ヘッジ会計の方法

① ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。なお、振当処理の要件を満たしている為替予約については振当処理によっております。

② ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段……為替予約

ヘッジ対象……外貨建輸入取引

③ ヘッジ方針

為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しております。なお、当社は投機目的のデリバティブ取引は行わないこととしております。

④ ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動を比較し、両者の変動額を基礎にして判断しております。

(2) 消費税等の会計処理方法……税抜方式

5. 会計方針の変更に関する事項

（退職給付に関する会計基準等の適用）

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日公表分。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当事業年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、退職給付見込額の期間帰属方法を期間定額基準から給付算定式基準へ変更、並びに割引率の決定方法を平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から、退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法に変更しました。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取り扱いに従って、当事業年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当事業年度の期首の退職給付引当金が32百万円減少し、利益剰余金が21百万円増加しております。また、当事業年度の営業利益、経常利益および税引前当期純利益への影響は軽微であります。

（従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱いの適用）

「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第30号 平成27年3月26日）を当事業年度より適用しております。

なお、当社が導入している「株式給付信託（J-ESOP）」は、当事業年度の期首より前に締結された信託契約によるため、それに係る会計処理については従来採用していた方法を継続適用しております。

そのため、当事業年度の計算書類への影響はありません。

6. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する事項)

(1) 取引の概要

当社は、平成22年9月27日開催の取締役会決議に基づき、従業員の新しい福利厚生サービスとして自社の株式を給付し、当社の株価や業績との連動性をより高め、経済的な効果を株主の皆様と共有することにより、株価および業績向上への従業員の意欲や士気を高めることを目的として、「株式給付信託（J-ESOP）」（以下「本制度」といい、本制度に関してみずほ信託銀行株式会社と締結する信託契約に基づいて設定される信託を「本信託」といいます。）を導入しております。

当社は、従業員に勤続と職階に応じてポイントを付与し、従業員の退職時に累積したポイントに相当する当社株式または当社株式の時価相当の金銭（以下「当社株式等」といいます。）を給付します。退職者に対し給付する当社株式等については、あらかじめ信託設定した金銭により将来分も含め取得し、本制度の信託財産として分別管理するものとしています。

本制度の導入にあたって、当社は保有する自己株式のうち230,800株（173百万円相当）を資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）（以下「信託口」といいます。）（本信託の受託者たるみずほ信託銀行株式会社から再信託を受けた再信託受託者）へ一括して処分いたしました。

(2) 会計処理

会計処理については、従来採用していた方法を継続しております。

当社と信託口は一体であるとする会計処理を行っており、信託口が所有する当社株式を含む資産および負債、収益および費用については、貸借対照表および損益計算書に含めて計上しております。

(3) 信託口が保有する自社の株式に関する事項

信託口が保有する当社株式を、信託口における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額は、前事業年度末173百万円、当事業年度末173百万円であります。

なお、当該自己株式の期末株式数は、前事業年度末230,100株、当事業年度末230,100株であり、期中平均株式数は、前事業年度230,207株、当事業年度230,100株であります。これらの株式数につきましては、1株当たり情報の算出上、控除する自己株式に含めております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 12,243百万円
2. 有形固定資産の減損損失累計額
当該資産の金額から直接控除しております。
3. 期末日満期手形及び電子記録債務
期末日満期手形及び電子記録債務の会計処理については、手形交換日をもって決済処理しております。
なお、当事業年度の末日が金融機関の休日であったため、次の期末日満期手形及び電子記録債務が期末残高に含まれております。

支払手形	9百万円
電子記録債務	216百万円
設備関係支払手形	8百万円
4. コミットメントライン契約
当社では資金調達の安定性を高めるため、取引銀行1行とコミットメントライン契約を締結しております。
この契約に基づく借入未実行残高は、次のとおりであります。

コミットメントライン極度額	5,000百万円
借入実行残高	—
借入未実行残高	5,000百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 店舗閉鎖損失の内容

賃貸借契約の解約による違約金等の損失であります。

2. 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産について減損損失を計上しております。

用 途	場 所	種類および金額	
事 業 用 資 産 (店 舗)	福岡県他 1都1道1府20県 42店舗	建 物	41百万円
		構 築 物	33百万円
		什 器 備 品	3百万円
		そ の 他	1百万円
		合 計	80百万円

当社は、事業用資産と遊休資産に区分し、事業用資産は事業所ごと、遊休資産は各物件ごとにグルーピングしております。

上記の事業用資産については、継続的に営業損失を計上しており、投資額の将来の回収も見込めないため、帳簿価額を零まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 当事業年度末日における発行済株式総数

普通株式 69,588,856株

2. 当事業年度末日における自己株式数

普通株式 4,607,575株

(注) 当社が平成22年9月27日開催の取締役会において、「株式給付信託(J-ESOP)」を導入することを決議したことに伴い、資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)(以下「信託口」という)が平成22年11月1日付で当社株式230,800株を取得しております。なお、平成28年2月20日現在において信託口が所有する当社株式230,100株を自己株式数に含めて記載しております。

3. 当事業年度中に実施した剰余金の配当

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成27年5月12日 定時株主総会	普通株式	657百万円	10円00銭	平成27年2月20日	平成27年5月13日
平成27年9月28日 取締役会	普通株式	589百万円	9円00銭	平成27年8月20日	平成27年11月2日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

4. 当事業年度の末日後に行う剰余金の配当

決議予定	株式の種 類	配当の原 資	配当金の総 額	1株当たり配 当 額	基 準 日	効力発生日
平成28年5月17日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	652百万円	10円00銭	平成28年2月20日	平成28年5月18日

(注) 配当金の総額には、株式給付信託(J-ESOP)制度に基づく資産管理サービス信託銀行株式会社(信託E口)に対する配当金を含んでおります。

5. 当事業年度の末日における新株予約権の目的となる株式の数

- (1) 第14回新株予約権(平成25年5月14日株主総会決議分) 123,000株
- (2) 第15回新株予約権(平成25年5月14日株主総会決議分) 584,100株

(税効果会計に関する注記)

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(1) 流動資産

繰延税金資産

賞与引当金 194百万円

未払事業税 110百万円

その他 153百万円

繰延税金資産の合計 458百万円

(2) 固定資産

繰延税金資産

資産除去債務 311百万円

退職給付引当金 167百万円

役員退職慰労引当金 102百万円

減価償却超過額 76百万円

減損損失累計額 94百万円

その他 2百万円

繰延税金負債

建設協力金・保証金 △107百万円

資産除去債務に対応する除去費用 △83百万円

圧縮積立金 △23百万円

その他有価証券評価差額金 △19百万円

特別償却準備金 △25百万円

繰延税金資産の純額 495百万円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の内訳

法定実効税率 35.4%

(調整)

住民税均等割 1.9%

その他 △0.6%

税効果会計適用後の負担税率 36.8%

3. 法人税等の税率変更による繰延税金資産及び繰延税金負債の金額の修正

「所得税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第9号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より法人税率が変更されることになりました。また、「地方税法等の一部を改正する法律」（平成27年法律第2号）が、平成27年3月31日に公布され、平成27年4月1日以降に開始する事業年度より事業税率が変更されることになりました。これに伴い、繰延税金資産及び繰延税金負債の計算に使用する法定実効税率は、平成28年2月21日から平成29年2月20日までに解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から33.0%に、平成29年2月21日以降に開始する事業年度に解消が見込まれる一時差異については従来の35.4%から32.3%になります。

この税率の変更による影響は軽微であります。

(退職給付会計に関する注記)

(退職一時金制度)

1. 採用している退職給付制度

退職金支給細則に基づく退職一時金制度を採用しております。

2. 確定給付制度

(1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

退職給付債務の期首残高	438百万円
会計方針の変更による累積的影響額	△32百万円
会計方針の変更を反映した期首残高	405百万円
勤務費用	41百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の発生額	11百万円
退職給付の支払額	△5百万円
退職給付債務の期末残高	458百万円

(2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

退職一時金制度の退職給付債務	458百万円
未認識数理計算上の差異	△11百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	446百万円
退職給付引当金	446百万円
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	446百万円

(3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

勤務費用	41百万円
利息費用	5百万円
数理計算上の差異の費用処理額	△2百万円
確定給付制度に係る退職給付費用	43百万円

(4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

割引率	1.3%
-----	------

(株式給付制度)

1. 採用している退職給付制度

株式給付規程に基づく、当社の従業員が退職した場合に当該退職者に対し当社株式またはそれに相当する金銭を給付する株式給付制度を採用しております。

2. 退職給付債務およびその内訳

退職給付債務 70百万円

退職給付引当金 70百万円

3. 退職給付費用の内訳

株式給付規程に基づく期末勤務ポイントの積立 11百万円

(リースにより使用する固定資産に関する注記)

オペレーティング・リース取引に係る未経過リース料

(単位：百万円)

1	年	内	7,833
1	年	超	9,492
合		計	17,325

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、資金運用につきましては短期的な預金等に限定しております。

デリバティブについては、為替変動リスクを回避する目的で為替予約取引を利用しており、投機目的のデリバティブ取引は行っておりません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク

営業債権である売掛金および預け金は取引先の信用リスクに晒されています。売掛金の内容は主にクレジットカード売上に係るものであり、また、預け金の内容は、店舗売上金の日々の一時的な預入金であり、1週間以内に取引先から本社口座に入金される形式となっております。

投資有価証券である株式は、主に業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

建設協力金および敷金・保証金は、主に出店に係る賃貸借契約に基づくものであり、差入先の信用リスクに晒されております。

営業債務である支払手形および電子記録債務および買掛金並びに未払金はそのほとんどが4ヶ月以内の支払期日です。また、その一部には、商品の輸入に伴う外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、先物為替予約を利用してヘッジしております。

ファイナンス・リース取引に係るリース債務は、主に設備投資に必要な資金の調達を目的としたものであり、償還日は最長で決算日後5年であります。

デリバティブ取引の内容は為替予約取引であり、為替相場の変動によるリスクを有しております。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

売掛金および預け金については、定期的に取引先の財務状況等の信用調査を行うとともに取引相手ごとに期日および残高の管理を行っております。

投資有価証券は、定期的に時価や発行会社の財務状況等の把握を行っております。

建設協力金および敷金・保証金についても、定期的に差入先の財務状況等の信用調査を行うことにより回収懸念の早期把握を行っております。

デリバティブ取引に係る意思決定は、「外国為替管理規程」に従い、「為替委員会」にて行われます。為替委員会は、外国為替において発生する為替リスクについて、そのリスクの回避方針、手段等の意思決定機関として設置されており、月1回の定期委員会の開催を同規程で定めております。また、同規程を受けた「外国為替取扱マニュアル」に従い経理部が為替予約に関する業務を行い、月ごとの委員会で為替予約の状況報告をすることとなっております。なお、デリバティブ取引の契約先は、当社と取引のある信用度の高い国内の銀行であるため、取引先の契約不履行によるいわゆる信用リスクは、ほとんどないと判断しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成28年2月20日における貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりです。

(単位：百万円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	44,634	44,634	—
(2) 売掛金	1,486	1,486	—
(3) 預け金	907	907	—
(4) 投資有価証券	369	369	—
(5) 建設協力金 (※1)	8,069	8,726	657
(6) 敷金・保証金 貸倒引当金 (※2)	3,746		
	△5		
	3,740	3,710	△30
資産計	59,208	59,835	626
(1) 支払手形	729	729	—
(2) 電子記録債務	20,694	20,694	—
(3) 買掛金	7,394	7,394	—
(4) 未払金	2,578	2,578	—
(5) 未払法人税等	1,387	1,387	—
(6) 未払消費税等	618	618	—
(7) リース債務 (※3)	468	471	3
負債計	33,869	33,873	3
デリバティブ取引 (※4)	△132	△132	—

(※1) 1年内回収予定の建設協力金を含んでおります。

(※2) 敷金・保証金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(※3) 1年内返済予定のリース債務を含んでおります。

(※4) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示していません。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 売掛金および(3) 預け金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

(5) 建設協力金および(6) 敷金・保証金

これらは、契約ごとの将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回りで割り引いた現在価値により算定しております。

負債

(1) 支払手形、(2) 電子記録債務、(3) 買掛金、(4) 未払金、(5) 未払法人税等および(6) 未払消費税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(7) リース債務

リース債務の時価については、元利金の合計額を新規に同様のリース取引を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

デリバティブ取引は全てヘッジ会計を適用しております。

2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	貸借対照表計上額（百万円）
非上場株式	53

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

(1 株当たり情報に関する注記)

1 株当たり純資産額 849円93銭

1 株当たり当期純利益 58円25銭

(注) 「1 株当たり純資産額」を算定するための普通株式の自己株式数、「1 株当たり当期純利益」を算定するための普通株式の期中平均自己株式数については、資産管理サービス信託銀行株式会社（信託E口）が所有する当社株式を含めております。

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

平成28年 3 月24日

株式会社 西松屋チェーン
取締役会 御中

有限責任監査法人 トーマツ

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 木村 文彦 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 中田 明 ㊞

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 川添 健史 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社西松屋チェーンの平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第60期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年2月21日から平成28年2月20日までの第60期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実はありません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項はありません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、指摘すべき事項はありません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年3月30日

株式会社 西松屋チェーン 監査役会

常勤監査役 (社外監査役)	大 橋 一 喜	印
常勤監査役	江 畑 恵 司	印
社外監査役	濱 田 聡	印

以 上

株主総会参考書類

議案および参考事項

第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当社をとりまく環境は依然として厳しいものがありますが、株主の皆様への安定的な利益還元を維持するとともに、業績や今後の出店計画等を考慮したうえで次のとおりといたしたいと存じます。

1. 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき10円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は652,113,810円となります。

これにより中間配当金（1株につき9円）と合わせまして、年間配当金は1株につき19円となります。

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

平成28年5月18日といたしたいと存じます。

2. その他剰余金の処分に関する事項

(1) 増加する剰余金の項目およびその額

別途積立金 2,600,000,000円

(2) 減少する剰余金の項目およびその額

繰越利益剰余金 2,600,000,000円

第2号議案 取締役1名選任の件

現在就任している取締役6名の内、社外取締役は1名ですが、コーポレート・ガバナンスの一層の強化を図るため、社外取締役1名増員のご承認をお願いしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
はま だ さとし 濱 田 聡 (昭和27年10月3日生)	昭和51年4月 監査法人中央会計事務所入所 昭和56年8月 監査法人朝日会計社(有限責任あずさ監査法人)入社 昭和59年9月 公認会計士濱田聡経営会計事務所開設(現在に至る) 平成6年5月 当社監査役(現任) 平成17年6月 WDB株式会社(現WDBホールディングス株式会社)社外監査役(現任) 平成26年9月 ハマダ税理士法人設立(現在に至る) 平成27年6月 グローリー株式会社社外監査役(現任) (重要な兼職の状況) 濱田聡経営会計事務所所長(公認会計士) ハマダ税理士法人代表社員(税理士) WDBホールディングス株式会社社外監査役 グローリー株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 取締役候補者濱田聡氏は、社外取締役候補者であります。また同氏は、東京証券取引所の定める独立役員の候補者です。
3. 濱田聡氏を社外取締役候補者とした理由は、公認会計士としての豊富な経験と見識により社外取締役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。なお、同氏は現在当社の社外監査役ですが、社外監査役としての在任期間は、本定時株主総会終結の時をもって22年となります。

4. 濱田聡氏は、現在監査役在任中ではありますが、本定時株主総会終結の時をもって監査役を辞任する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

監査役濱田聡氏は、本定時株主総会終結の時をもって辞任されますので、監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

本議案に関しましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

なお、濱田聡氏の補欠として選任をお願いするものであり、任期は当社定款の定めにより、前任者の任期の残存期間と同一になります。

ふりがな 氏 名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する当社 株 式 の 数
もり 森 か お る (昭和36年5月16日生)	昭和61年10月 監査法人中央会計事務所入所 平成5年9月 長谷川三夫税理士事務所 (現長谷川・森会計事務所) 入所 平成18年1月 長谷川・森会計事務所所長 (現在に至る) 平成22年3月 福伸電機株式会社社外監査 役(現任) (重要な兼職の状況) 長谷川・森会計事務所所長(公認会計士) 福伸電機株式会社社外監査役	一株

- (注) 1. 監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 監査役候補者森かおる氏は、社外監査役候補者であります。
3. 森かおる氏を社外監査役候補者とした理由は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しておられることから、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけると判断したものであります。

第4号議案 取締役に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

取締役に対するストックオプション報酬額は、平成19年5月15日開催の第51期定時株主総会において、新株予約権を年額68,520,000円（うち社外取締役2,500,000円）の範囲で発行することにつき、ご承認いただいております。その新株予約権の年額範囲を据え置いたうえで、以下の要領で発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

なお、第2号議案をご承認いただきますと、取締役は7名（うち社外取締役2名）となります。

I. 取締役に対し報酬として新株予約権を発行することを相当とする理由

当社取締役の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

なお、報酬としてストックオプションの目的で発行することから、本新株予約権については下記要領Ⅱ.4.に定める価額で発行し、新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は下記要領Ⅱ.5.に定めるとおり時価を基準とした価額といたします。

Ⅱ. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社取締役（新たに取締役に就任する者等）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式3,000株を1年間の上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数
30個を1年間の上限とする。(新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。)
4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭
新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。
発行価額については、割当日にブラック・ショールズ・モデルにより算出する額とする。
5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に、Ⅱ.3.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。
行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日(取引が成立しない日を除く。)における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額(1円未満の端数は切り上げる。)と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値(当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。)および1,165円のいずれか高い金額とする。
なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{調整前行使価額} \times \left(\frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}} \right)}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間
平成30年 6 月 1 日から平成32年 5 月31日までとする。
7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項
 - (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
 - (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
8. 新株予約権の行使の条件
 - (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役または執行役であることを要する。ただし、任期満了による退任その他正当な理由のある場合は、この限りではない。
 - (2) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。

(3) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。

(2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額
組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

Ⅱ. 8. に準じて決定する。

12. その他の事項

新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

第5号議案 従業員に対しストックオプションとして新株予約権を発行する件

当社従業員に対し、以下の要領により、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行することおよび募集事項の決定を当社取締役会に委任することにつき、ご承認をお願いするものであります。

I. 特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由

当社従業員の業績向上に対する意欲や士気を喚起することにより当社の健全な経営と社会的信頼の向上を図ることを目的として、ストックオプションを実施するためであります。

Ⅱ．新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の割当を受ける者

当社従業員（当社の定める資格を新たに取得した者等）

2. 新株予約権の目的たる株式の種類および数

当社普通株式350,000株を上限とする。

なお、新株予約権割当日後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち当該時点で権利行使していない新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行い、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

調整後株式数＝調整前株式数×分割・併合の比率

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、その他本新株予約権の目的たる株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は合理的な範囲内で目的たる株式の数を調整することができるものとする。

3. 発行する新株予約権の総数

3,500個を上限とする。（新株予約権1個当たりの目的たる株式の数は100株。ただし、Ⅱ.2.に定める株式の数の調整を行った場合、同様の調整を行うものとする。）

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

新株予約権と引換えに金銭の払い込みを要しない。

5. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、新株予約権1個当たりの行使時における払込金額は、次により決定される1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という。）に、Ⅱ.3.に定める新株予約権1個当たりの目的たる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月各日（取引が成立しない日を除く。）における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.05を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる。）と新株予約権を発行する日における東京証券取引所の当社普通株式の普通取引の終値（当日に取引がない場合には、それに先立つ直近日の終値とする。）および1,165円のいずれか高い金額とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数を切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が他社と合併もしくは株式交換を行う場合および当社が会社分割を行う場合、当社は行使価額を調整することができるものとする。

当社が時価を下回る価額で新株の発行または自己株式を処分する場合（ただし、当社普通株式の交付と引き換えに当社に取得される証券もしくは当社に対して取得を請求できる証券、当社普通株式の交付を請求できる新株予約権の行使によるものは除く。）は次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{新規発行前の普通株式の株価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

なお、上記の算式において「既発行株式数」は、当社の発行済株式総数から当社が保有する普通株式にかかる自己株式数を控除した数とし、また自己株式の処分を行う場合には、「新規発行普通株式数」を「処分する自己株式数」に、「新規発行前の普通株式の株価」を「処分前普通株式の株価」に、それぞれ読み替えるものとする。

6. 新株予約権の権利行使期間

平成30年6月1日から平成32年5月31日までとする。

7. 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金および資本準備金に関する事項

- (1) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。
- (2) 新株予約権の行使により新たに株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記(1)記載の資本金等増加限度額から上記(1)に定める増加する資本金の額を減じた額とする。

8. 新株予約権の行使の条件

- (1) 新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権の行使時において、当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役または従業員であることを要する。
- (2) 前号の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、新株予約権の割当を受けた者は、新株予約権を行使することができるものとする。
 - ① 当社または当社の関係会社の取締役、監査役、執行役を任期満了により退任した場合。
 - ② 定年退職その他正当な理由のある場合。
 - ③ 契約社員においては、労働契約書に定めた雇用期間満了により退職した場合。ただし、当社在職中の勤続年数が5年以上であることを要する。
- (3) 新株予約権の割当を受けた者の相続人による新株予約権の行使は認めない。
- (4) その他の新株予約権の行使条件は、取締役会の決議により決定する。

9. 新株予約権の取得に関する事項

- (1) 当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案または株式移転計画承認の議案が株主総会で承認されたときは、当社は、取締役会の決議により、新株予約権を無償で取得し、消却することができる。
- (2) 新株予約権の割当を受けた者が新株予約権を行使する条件に該当しなくなった場合は、当社はその新株予約権を無償で取得し、取締役会の決議により消却することができる。

10. 新株予約権の譲渡制限

新株予約権の譲渡については、取締役会の承認を要するものとする。

11. 組織再編を実施する際の新株予約権の取り扱い

当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転（以上を総称して以下「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生の時点において残存する新株予約権（以下「残存新株予約権」という。）の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下「再編対象会社」という。）の新株予約権を、以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数

残存新株予約権の新株予約権者が保有する新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。

(2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

(3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、行使価額を組織再編行為の条件等を勘案のうえ調整して得られる再編後行使価額に(3)に従って決定される当該新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。

(5) 新株予約権の権利行使期間

残存新株予約権の権利行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、残存新株予約権の権利行使期間の満了日までとする。

(6) 新株予約権の行使により新株発行を行う場合において増加する資本金および資本準備金の額

組織再編行為の条件等を勘案のうえ決定する。

(7) 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要する。

(8) その他の新株予約権の行使の条件

Ⅱ. 8. に準じて決定する。

12. その他の事項

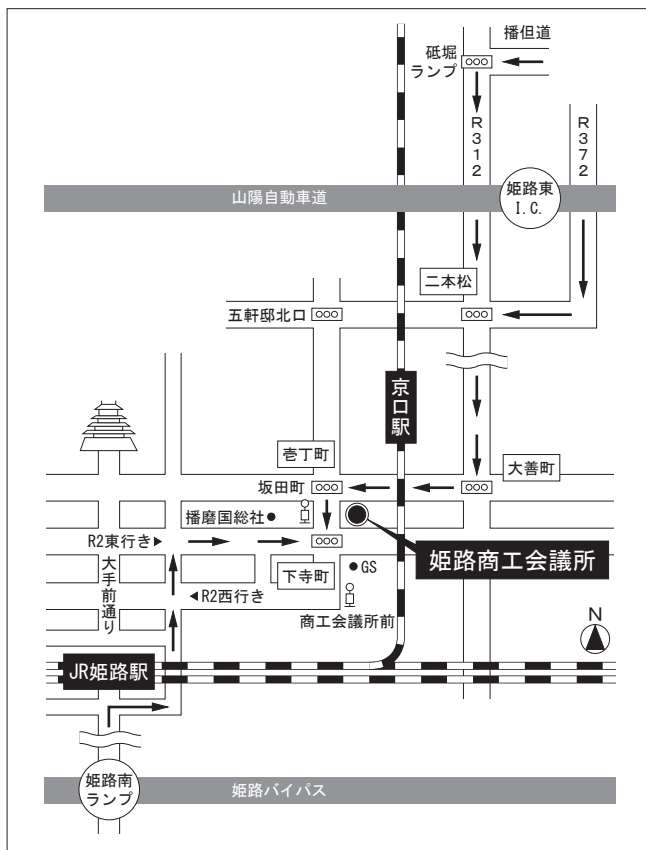
新株予約権に関するその他の事項については、取締役会の決議により決定する。

以 上

〈メ モ 欄〉

This image shows a single sheet of white paper with horizontal blue or grey ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are approximately 20 lines visible. The paper has a slight shadow on the right side, suggesting it's resting on a surface.

株主総会会場ご案内図



会場名	姫路商工会議所 本館 2 階大ホール
住 所	兵庫県姫路市下寺町43番地
T E L	(079) 222-6001 (代)